

# 御殿場市 いじめ防止基本方針



令和3年4月  
御殿場市・御殿場市教育委員会

## 目 次

### 第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	2
3 基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見・早期対応	4
(3) 関係機関との連携	4

### 第2 いじめの防止等のための対策

1 御殿場市・御殿場市教育委員会が実施すること	5
(1) 組織の設置	5
(2) いじめの防止等のための取組	6
(3) 基本方針の見直し	7
2 学校が実施すること	7
(1) 基本方針の策定	7
(2) 組織の設置	7
(3) いじめの防止等のための取組	8
3 重大事態への対処	10
(1) 重大事態のケース	10
(2) 重大事態についての調査	10
(3) 情報の提供	11
(4) 報道への対応	11

# 第1　いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」これは、子供、教職員、保護者、地域住民等、全ての人の願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、学校、家庭、地域その他の関係者の連携のもと、御殿場市民総がかりでいじめの問題を克服することが大切です。

いじめから子供を守るためにには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。

## 1　いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と、いじめ防止対策推進法第一章総則において定義されています。

いじめの具体的行為や表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・コロナウイルス感染などに係る差別、性別や人種等の差別を受ける 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子供の立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」に加えて、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気付いていなかつたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認が必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適

切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要となります。

いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉えることが肝要です。いじめの存在を把握しなければ対応へつなぐことができないことから、できる限り初期の段階でいじめを認知し、対応するという姿勢を持つことが重要です。

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるもので。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果（平成28年6月発表）によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子供は1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子供も2割程度であり、このことから、多くの子供が入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという2つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり、問題を隠すような雰囲気があつたりすることや、「観衆」としてはやし立てたり、面白がつたりする子供がいるなど、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子供がいることにも気を付ける必要があります。いじめの被害者・加害者のみの対応にとどまらず、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように、日頃から指導及び支援をしていく必要があります。

## 3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められます。

いじめられた子供は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。御殿場市全体で、健やかでたくましい子供を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめをしない・させない子供を育てていきます。「地域の子供は地域で育てる」という考え方のもと、学校や家庭だけでなく、御殿場市総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

併せて、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域等が連携し、子供の健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応していきます。

### (1) いじめの未然防止

乳幼児から青年へと育つ中で、子供は家庭や様々な集団において、家族や他者との温かな関わり合いを通して、自分や他者への理解を深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子供一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域それが連携して、子供自身の自立をめざすことが大切です。周囲の大人が、子供の発達に合わせて子供を理解し、子供の思いを子供の立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ちます。子供との信頼関係をつくり上げていくことが、子供が自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長につながります。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子供との関わりや対話を大切にすることが重要です。子供をありのままに受け止め、子供が安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子供を温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

これからも御殿場市では、既存の教育相談体制や特別支援教育の支援体制の利点を生かし、子供の見取りと理解を進め、子供と教職員との信頼関係を確実に構築していくことが求められます。また、授業や活動の中では、考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが大切です。更に学級活動や道徳の時間を活用し、子供自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくようなより質の高い集団を育てていくことが重要です。

## (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子供を見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめている子供からも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子供に寄り添うことで、子供たちのわずかな変化を手掛かりにいじめを見つけていくことが大切です。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子供や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。このために、定期的なアンケート調査を実施したり、子供のストレスの状況を確認したりするなど、日頃から子供の心の状態を把握し、いじめの発見に努めることが大切です。また、教職員のチームワークも、いじめの発見の大切な条件の一つと言えます。教職員間はもちろん、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校教育相談員とも連携を図りながら、ケース会議を積極的に実施し、情報交換のしやすい環境をつくっていく必要があります。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめ等が疑われる子供の変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合には、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

そのような中でいじめを認知した場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。いじめられた子供への支援、いじめた子供や周りの子供への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。状況によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材と連携したり、警察や児童相談所、医療機関といった関係機関等と連携したりすることも必要です。常に、個々で対応せず、組織（チーム）で迅速かつ適切に対応することが重要です。

## (3) 関係機関との連携　－専門家とつながる－

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関と連携することが大切です。例えば、学校や教育委員会において、いじめている子供に対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、警察や弁護士等関係機関との適切な連携が必要となります。

## 第2 いじめの防止等のための対策

### 1 御殿場市・御殿場市教育委員会が実施すること

御殿場市・御殿場市教育委員会は、いじめ防止対策について必要な措置を講じます。また、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な助言や支援を行います。

#### (1) 組織の設置

##### ア いじめ問題対策連絡協議会

御殿場市・御殿場市教育委員会は、関係機関及び諸団体との連携を図るため、市内小中学校の生徒指導主事（主任）で構成され、学区内の問題行動や校種別の問題行動の実態や対応策を議論する御殿場市小中学校生徒指導研修会を母体にして、「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会」（年間3回実施）を置きます。本協議会での各機関や各校の生徒指導主事（主任）との情報交換が、各学校におけるいじめの防止等にも有効的に活用されるよう連携します。

##### 【構成員】

- ・御殿場警察署生活安全課長
- ・北駿保護司会長
- ・御殿場市民生児童委員協議会主任児童委員
- ・御殿場市青少年センター所長
- ・御殿場市教育委員会社会教育課社会教育指導員
- ・御殿場市教育研究会生徒指導部指導校長
- ・御殿場市教育研究会生徒指導部指導教頭
- ・各校生徒指導主事（主任） 等

##### 【事務局】

- ・御殿場市教育委員会学校教育課

##### イ 教育委員会の附属機関

御殿場市教育委員会は、御殿場市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもと、以下に示すような機能を持つ附属機関を設置します。

- (ア) 御殿場市教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討します。
- (イ) 学校におけるいじめの通報や相談、重大事態の発生を受け、第三者的立場から対処します。なお、附属機関には学識経験者、法律や医療、心理や福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性の担保に努めます。

## (2) いじめの防止等のための取組

### ア いじめの未然防止

#### (ア) 教職員の資質向上、教職員の配置、外部人材への協力依頼

- a 小中学校生徒指導研修会やその他の研修会を活用し、教職員の資質向上に取り組みます。
- b 心理、福祉、弁護士等、専門家及び有識者への協力を求めます。
- c スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育相談員、特別支援教育巡回指導員、臨床心理士の巡回による子供の観察及び情報収集に努めます。

#### (イ) 調査研究の推進及び啓発活動等

- a いじめ防止対策の実施状況、子供への適切な指導助言や保護者への啓発の在り方等について、生徒指導研修会等で調査研究・検証を推進し、成果の普及を図ります。
- b いじめが子供の心身に及ぼす影響、いじめに係る相談制度等について、必要な啓発活動を行います。
- c いじめ問題で悩んでいる子供や保護者への支援として、「はればれダイヤル」や「家庭児童相談」等の紹介や活用について、啓発活動を行います。

#### (ウ) 学校運営の改善への支援

教職員が子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとするため、学校における業務の効率化を図るなど、学校運営の改善を支援します。

### イ いじめの早期発見・早期対応

#### (ア) 早期発見・早期対応のための体制整備

いじめに関する相談や通報を受ける体制を整備するとともに、いじめを受けた子供と、いじめを行った子供が同じ学校に在籍していない場合には、学校間の連携協力体制を構築します。

また、SNSやインターネット等を通じたいじめに対処するため、情報モラルに関する研修の実施など、学校に対する支援を推進します。

#### (イ) いじめの報告を受けた際の措置

学校からいじめの事実について報告を受けたときは、必要に応じて学校に対する支援や指示又は自ら調査を行います。

#### (ウ) 出席停止制度の適切な運用

出席停止制度について、適切な運用を図ることができるよう、必要に応じて助言又は援助を行います。

### ウ 関係機関等との連携

いじめ問題対策連絡協議会等を通じて、警察、児童相談所等の関係機関、学校、家庭、地域等との連携を強化します。

### (3) 基本方針の見直し

御殿場市・御殿場市教育委員会は、策定した基本方針について、適宜、見直しを行い、必要な措置を講じます。また、各学校における基本方針について、策定及び実施状況を確認します。

## 2 学校が実施すること

学校は、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、御殿場市教育委員会との適切な連携のもと、実情に応じた対策を推進することが求められます。

### (1) 基本方針の策定

「学校いじめ防止基本方針」を定めることは、組織として一貫した対応をすることにつながります。また、いじめ発生時における学校の対応を事前に示しておくことで、子供や保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与え、加害行為の抑制につながります。

その中核的な内容としては、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する取組が記されていることが必要です。

基本方針の策定に当たっては、例えば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、PTA、地域の関係団体に意見を求めたり児童生徒や保護者の意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるよう努めます。

また、策定後は、学校だよりやホームページ等で公表するなど、その内容を子供や保護者に周知するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜「学校いじめ防止基本方針」の見直しを検討する必要があります。

### (2) 組織の設置

学校は、いじめの防止等の対策のための組織を設置します。

#### 【構成員（例）】

##### 《教職員》

- ・ 校長 　・ 教頭 　・ 主幹教諭（教務主任） 　・ 学年主任 　・ 養護教諭
- ・ 生徒指導主事（主任） 　・ 担任 等

##### 《外部専門家（校内で協力を求めることができる人材）》

- ・ スクールカウンセラー 　・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 学校教育相談員 　・ PTA 役員 　・ 学校評議員 等

情報の収集と共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う必要があります。また、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担うことが求められます。その際、既存の組織を活用することも可能です。

### (3) いじめの防止等のための取組

#### ア いじめの未然防止

##### (ア) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ることが必要です。考え方議論する道徳科の授業を中心に、自分事として考える子供の育成を目指します。

##### (イ) 子供の自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動・生徒会活動など、子供が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが必要です。

##### (ウ) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう、学校だよりや学年だより等で啓発することが必要です。また、各校の策定した「学校いじめ防止基本方針」について理解や協力を得るため、保護者や地域の参加する会合等で説明をする必要があります。

##### (エ) 配慮を要する子供への支援

学校として特に配慮が必要な子供については日常的に、子供の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

##### (オ) 教職員の資質向上

学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図ります。

##### (カ) 学校評価による取組の改善

「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

#### イ いじめの早期発見・早期対応

##### (ア) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めておく必要があります。

##### (イ) 子供の実態把握

子供に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査・教育相談等を行う必要があります。なお、アンケート調査結果は、各校で5年間保存します。

#### (ウ) 相談体制の整備

- a 教職員及びスクールカウンセラーの協力を得るなど、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備することが求められます。その際、窓口になり得る人を複数用意(相談の内容や相談者の性格によって相談できる相手は違うので、相談しやすいように)し、明確にしておくことが必要です。
- b いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子供やいじめを報告した子供の立場を守る必要があります。

#### (エ) 学校のいじめに対する措置

- a いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかに、いじめの防止等の対策のための組織に報告し、学校の組織的対応につなげなければなりません。また、いじめが確認された場合には、御殿場市教育委員会に報告することが必要です。
- b いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う必要があります。
- c 必要に応じて、いじめを行った子供を、いじめを受けた子供が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるようにする必要があります。
- d いじめを行った子供に対する精神的な面での配慮を十分行います。事実の確認が十分に行われるまでは、いじめ事案の背景に留意し、断定的な指導は避けるようにします。また、「いじめを行った子供」というレッテルを貼られ、二次的な被害者にならないように配慮することが求められます。
- e いじめを受けた子供の保護者と、いじめを行った子供の保護者との間で争いが起きることのないように、双方の保護者と情報を共有したり、保護者としての対応のあり方を指導したりするなど、必要な措置をとることが求められます。
- f いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報する等、適切な援助を求める必要があります。
- g いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ日常的に注意深く観察することが必要です。

#### (オ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子供に対して、教育上必要があると認めるとときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができます。

#### ウ 関係機関等との連携

- (ア) 日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応することが必要です。
- (イ) 学校が常設する組織に、児童福祉や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める場合は、御殿場市教育委員会に連絡をすることで、外部専門家とつないだり、助言を行ったりすることができます。

### 3 重大事態への対処

重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえ、御殿場市・御殿場市教育委員会と学校が連携し、適切に対処します。

#### (1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合をいいます。

- ア いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・子供が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合 等
- イ 欠席の原因がいじめであると認められ、子供が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 子供や保護者から、いじめにより上記のような重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

#### (2) 重大事態についての調査

- ア 重大事態が発生した場合には、学校は御殿場市教育委員会に報告し、御殿場市教育委員会の判断のもと、速やかに御殿場市教育委員会又は学校に組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います（御殿場市いじめの防止等対策推進委員会による調査）。その際、公平性・中立性の確保について配慮します。なお、子供の入院や死亡など、いじめられた子供からの聴き取りが不可能な場合は、子供の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

- イ 御殿場市教育委員会は、市長及び静岡県教育委員会に事態の概要を報告します。
- ウ 調査結果については、市長に報告します。
- エ 市長が再調査すべきと判定した場合は、新たな附属機関が再調査を行います（御殿場市いじめ問題再調査委員会の設置）。その際、公平性・中立性の確保について配慮しますが、学校及び教育委員会関係者は関わることができません。
  - (ア) 市長は、再調査を行った場合、その結果を議会に報告しなければなりません。
  - (イ) 市長、御殿場市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じます。

### (3) 情報の提供

御殿場市教育委員会又は学校は、いじめを受けた子供及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係等の情報を提供します。

### (4) 報道への対応

- ア 情報発信、報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。
- イ 対応については、窓口を定め、他の職員は情報や個人の感想等を出さないよう注意する必要があります。